答 弁 第 三 四 七 号平成二十七年七月三十一日受領

内閣衆質一八九第三四七号

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問に対

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問に

対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十七年七月二十一日内閣衆質一八九第三二五号)は、外務省欧州局において起案し、

同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

お尋ねの「政府答弁書」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、先の答弁書(平成二十七年五月二

十六日内閣衆質一八九第二三三号)は、外務省欧州局において起案し、 同省においてしかるべく決裁を経

た上で、内閣として決定したものである。